

全ト協発第 219 号(企)

令和 7 年 8 月 6 日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 寺 岡 洋 一

(公 印 省 略)

**「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の
許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」等の一部改正について**

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日に施行された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）」により貨物自動車運送事業法の一部が改正されたことに伴い、特定貨物自動車運送事業の譲渡譲受、合併・分割又は相続に係る申請が、本年 8 月 1 日に届出制から認可制に変更されたことに伴い、特定貨物に係る処理方針、標準処理期間、法令試験の実施についての関係通達が改正されました。

つきましては、関係通達の改正について、傘下会員事業者にも周知いただきたくよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 令和 7 年 8 月 1 日付国自貨第 251 号の 2「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の一部改正について
2. 令和 7 年 8 月 1 日付国自貨第 252 号の 2「一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合における許可の取扱いについて」の一部改正について
3. 令和 7 年 8 月 1 日付国自貨第 253 号の 2「新規許可申請者等に対する法令試験の実施について」の一部改正について」の一部改正について

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037